

平成28年度第1回東大和市行政不服審査会 会議要録

- ・日時 平成28年4月13日（水）
午後6時30分から7時30分まで
- ・場所 会議棟第2会議室
- ・出席委員
渡邊眞一
小林行雄
中澤史充
- ・事務局
広沢総務部長、下村文書課長
伊野宮副参事（法規担当）、乙幡主事、妹尾主事
- ・会議の公開・非公開の別
公開（傍聴者なし）

1 辞令交付等

市長から各委員に辞令書を交付した。

（その後、市長挨拶、各委員及び事務局自己紹介）

2 議題

（1）会長の互選について

ア 提案理由

事務局より、東大和市行政不服審査会条例第5条第1項の規定により会長の互選で選出する必要があること、及び同条第4項の規定により会長がその職務代理者を指名する必要があることを説明した。

イ 互選の結果

渡邊委員が推薦方式で選出され、会長に就任した。

渡邊会長は、会長職務代理者として小林委員を指名した。

（2）会長の専決事項について

ア 提案理由

事務局より提案理由として以下の事項を説明した。

（ア）改正後の行政不服審査法の審査請求の手の流れ、及び審査会が諮問を受けて審査する場合の行使できる権限の内容（資料1及び資料2参照）

（イ）東大和市行政不服審査会条例第5条第3項の規定により、審査会の権限に属する事項で軽易なものは、審査会の議決により会長の専決事項とするこ

とができること。

(ウ) 審理の前提となる資料の収集や書類の收受・送付など軽易な事項は、会長専決とすることが迅速な審査に役立つこと。

(エ) 会長専決事項と位置づけるものは、次のとおり。

- ①行政不服審査法第74条の調査
- ②口頭意見陳述における補佐人の許可
- ③主張書面等の提出期限の設定
- ④提出書類等の閲覧等の承認、資料の提出人に対する意見照会等
- ⑤答申書の写しの送付及びその内容の公表
- ⑥書類の收受及び送付に関する事務
- ⑦その他庶務に関する事務

(オ) 会長専決事項と位置づけたものであっても、異例その他特別な事情があるときは審査会の会議に付することができる規定を定めたこと。

イ 質疑応答

委員

補佐人の許可が専決事項に挙げられているが、補佐人とは何か、意見陳述はできるか。

事務局（伊野宮）

補佐人は、審査請求人を補佐する立場の者である。代理人とは違い、補佐人が単独で審査請求に関する手続を遂行することはできない。口頭意見陳述においても、特に許可を受けない限り、発言権はない。

委員

代理人は誰がなれるのか。公認会計士などもなれるのか。

事務局（伊野宮）

審査請求は、行政と住民との紛争に関する手続であるので、弁護士法第72条の制限がある。弁護士以外の者は、報酬を得て代理人となることは、特別法の規定がない限りできない。

行政書士については、行政書士法の改正により一定の要件を満たせば審査請求人の代理人になることができるようになった。公認会計士については立法上の措置を確認していない。

なお、以上の説明は、業として報酬を得て代理人になる場合の制限である。報酬を得ないで代理人になる場合には、その資格について特段制限はない。

ウ 採決

原案どおりで可決した。

(3) 会議の運営の細目について

ア 提案理由

事務局より以下の事項を提案理由として説明した。

- (ア) 行政不服審査会条例第8条の規定により審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることができること。
- (イ) 会議運営の細目として、補佐人に関する事並びに会議及び会議録の公開に関する事を定めるものとしたこと。
- (ウ) 補佐人に関する細目は、次のとおりである。
 - ①補佐人の付添いの許可の申請については、請求書を会長に提出すること。
 - ②会長は、①の申請があった場合は、審査会の運営に支障が出る場合を除いて許可すること。
 - ③許可する場合の補佐人の数は、審査請求人・参加人を合わせて5人以内とすること。ただし、会長が認めた場合は、これと異なる人数を定めることができること。
 - ④補佐人は会長の許可があった場合以外は発言できないこと。
- (エ) 会議及び会議録の公開に関する細目は、次のとおりである。
 - ①会議の公開・非公開の別は、個人情報の保護及び公正な審査の確保が図られることを基本として、情報公開条例第30条第1項の規定を適用して決定すること。
 - ②会議を公開する場合の会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定めること。
 - ③会議録及び資料は、会議を非公開とした場合以外は公開とすること。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長が特に必要と認めた場合は、会議録等を公開する場合があること。

イ 質疑

委員

議案の前提問題となるが、審査会への諮問が省略される場合はあるか。

事務局（伊野宮）

行政不服審査法の規定により、諮問対象となるのは市長の処分であるため、その他の行政委員会の処分は対象とならない。

また、審査請求が不適法で却下処分をする場合や審査会が諮問不要と判断したものなど、行政不服審査法第43条第1項各号の要件に該当する場合は、審査会への諮問は不要となる。

さらに、審理員が指名されなければ審理員意見書が作成されず諮問が不要と

なる。審理員の指名の省略については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の条例の特別の定めがある場合が挙げられる。当市では、情報公開・個人情報保護に関する処分に対する審査請求は、条例に「特別の定め」を置いたので、諮問されないこととなる。この場合は、既存の情報公開・個人情報保護審査会に諮問される。

(資料2 補足資料参照)

委員

傍聴に関する事項として、傍聴者による撮影は認めるか。

事務局（伊野宮）

傍聴に関する規範は、会長がこれから制定することになる。なお、教育委員会において傍聴に関して規則を定めており、これが参考となる。教育委員会傍聴規則では撮影・録音は委員会の許可を得ないとできないこととなっており、当審査会でも同様のルールを導入することを想定している。

ウ 採決

原案どおりで可決した。

3 その他

事務局より、委員の身分（非常勤特別職）、勤務条件（報酬額）及び服務（条例に基づく守秘義務等）について説明した。

以上